

第 1 1 9 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- | | |
|-----------|--|
| 報告第 3 号 | 令和 5 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件 |
| 報告第 4 号 | 令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件 |
| 第 5 9 号議案 | 中播公平委員会委員の選任の件 |
| 第 6 0 号議案 | 神河町ひと・しごと・未来館の設置及び管理に関する条例制定の件 |
| 第 6 1 号議案 | 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 6 2 号議案 | 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 6 3 号議案 | 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 6 4 号議案 | 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約制定の件 |
| 第 6 5 号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約制定の件 |
| 第 6 6 号議案 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について |
| 第 6 7 号議案 | 神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得の件 |
| 第 6 8 号議案 | 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 6 9 号議案 | 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 0 号議案 | 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 1 号議案 | 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 2 号議案 | 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 3 号議案 | 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 4 号議案 | 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 5 号議案 | 財産処分の件 |
| 第 7 6 号議案 | 財産処分の件 |

神河町告示第93号

第119回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月30日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和6年6月11日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

小 寺 俊 輔

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○応招しなかった議員

な し

令和 6 年 第119回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 6 年 6 月11日（火曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月11日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 3 号 令和 5 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第 5 報告第 4 号 令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第 6 第59号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第 7 第60号議案 神河町ひと・しごと・未来館の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第 8 第61号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 9 第62号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第63号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第64号議案 兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約制定の件
- 日程第12 第65号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約制定の件
- 日程第13 第66号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 第67号議案 神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得の件
- 日程第15 第68号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 第69号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 第70号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 第71号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第19 第72号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第20 第73号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 第74号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 3 号 令和 5 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第 5 報告第 4 号 令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第 6 第59号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第 7 第60号議案 神河町ひと・しごと・未来館の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第 8 第61号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 9 第62号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第63号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第64号議案 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約制定の件
- 日程第12 第65号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約制定の件
- 日程第13 第66号議案 兵庫県後期高齢者医療広域連合理約の一部変更について
- 日程第14 第67号議案 神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得の件
- 日程第15 第68号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 第69号議案 令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 第70号議案 令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 第71号議案 令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第19 第72号議案 令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第20 第73号議案 令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 第74号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）

出席議員（11名）

1 番 小 島 義 次
2 番 木 村 秀 幸
3 番 小 寺 俊 輔

7 番 松 岡 宣 彦
8 番 藤 森 正 晴
9 番 藤 原 資 広

4 番 廣 納 良 幸
5 番 安 部 重 助
6 番 吉 岡 嘉 宏

11番 栗 原 廣 哉
12番 澤 田 俊 一

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美
税務課長	藤 原 一 宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長 井 千 晴		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事	井 出 博	町参事兼事務長	高 階 正 三
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩 田 勲	教育課長兼給食センター所長	児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	石 橋 啓 明	教育課参事兼社会教育特命参事	宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	高 橋 吉 治		

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

今年は例年より梅雨入りが遅く、黄金色に実った麦の収穫も順調に行われているようであります。

本日、ここに第１１９回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに

執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

先週の土曜日には、町内の幼稚園、小学校の運動会が開催され、私も参観させていただきました。今年から6月に開催されたことから、熱中症対策などの心配は軽減されたようではありますが、ある小学1年生の保護者からは、入学後、学校に慣れていく中での大きな行事で、少し子供の負担を感じましたとの意見も会場でお伺いしたところでございます。

昨年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法には、こどもの意見表明の機会確保や、こどもの意見の尊重が基本理念の柱の一つとして掲げられています。少子高齢化が進む中で、子供は神河町の宝物であります。神河町の青少年を対象としたそれぞれの事業について、大人の考えだけではなく、こどもを真ん中にした見直し、改善を期待いたします。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、報告、人事、条例の制定・一部改正、規約の一部改正・変更、財産取得、各会計補正予算など、計18件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結果が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第119回神河町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

日ごとに山の木々の緑が色濃くなり、爽やかな風を感じています。また、町内各地で、特に猪篠の庭先や農道の脇一体には、アジサイの淡いグラデーションを集中して見ることができる季節になりました。

一方で、今年の梅雨入りは平年よりも遅く、近畿地方は今週末16日頃との予想です。神河町では、5月28日、長谷足尾雨量計で250ミリを超える今年初めてのまとまった雨が降りました。近年では、台風に伴う大雨のほか、それ以外での大雨も警戒しなければならない状況がしばしば発生しています。これから梅雨入りとともに、梅雨前線の発達に伴う線状降水帯の動きに注視しながら、最新の情報発信、早め早めの避難指示など、水防対策に努めてまいります。

5月19日には、第16回神河町消防操法訓練大会が開催され、ポンプ自動車の部優勝は小田原分団、小型ポンプの部優勝は越知谷分団、同じく準優勝は小田原分団でございました。入賞されました分団の皆様、本当におめでとうございます。

また、団員の皆様の日々の活動と、それを支えていただいている御家族、地域の皆様

に心から感謝を申し上げます。優勝された分団は、6月23日、兵庫県立広域防災センターで開催される中播磨消防操法大会に出場していただきます。さらなる上位大会への出場を期待しています。

今月8日土曜日には、町内幼稚園、小学校の運動会が行われました。初めての試みとなる暑さ対策としての6月での開催。幼稚園、新入園児や小学校1年生にとっては、環境に少し慣れてきた時期での開催とあって、保護者の皆様には心配もされたことと思います。そんな中、当日は天候にも恵まれ、園児や児童の力いっぱいの演技に保護者の皆様はじめ、地域の皆様からの大きな声援で運動会を終えることができました。改めまして、御指導いただいた先生方をはじめ、御理解、御協力いただきました保護者の皆様に感謝申し上げます。

同じく8日には、中村区のほたる祭りが開催され、多くの来場者でにぎわっていました。15日には、犬見川のほたる祭り、同じくこっとな亭、グリーンエコー笠形でもほたる祭りが開催されます。毎年多くの方がこの神河町内のほたる祭りに来られます。神河町の豊かな自然に触れ合い、楽しんでいただきたいと思います。

次に、5月24日から、第15回目となるブロック別町長懇談会を開催しています。7ブロック中5ブロックを終え、残すところ小田原、長谷ブロックとなりました。各地域の課題をしっかりと捉え、区役員の皆様とまちづくりの方向性をしっかりと共有して、次の政策展開に生かしてまいります。

さて、本日は、第119回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますこと厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告2件、人事案件1件、条例制定改正及び規約の改正7件、財産取得案件1件、令和6年度一般会計ほか各会計補正予算7件など、計18件を提案させていただきます。

なお、5月1日の第118回神河町議会臨時会における専決処分、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）の不承認に伴う措置につきましては、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、必要な措置として町ホームページにこれまでの経過、改善に向けた取組等について掲載しましたので、議会に報告いたします。

以上、議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第119回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

7番、松岡宣彦議員、8番、藤森正晴議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月5日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月25日までの15日間と決しております。町長から提出されます議案は、報告2件、中播公平委員会委員の選任1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、規約の一部改正2件、規約の一部変更1件、財産取得1件、補正予算7件の計18件です。なお、議会からの提出議案はございません。

閉会中に受理した請願はございませんが、陳情1件を受理しております。議会運営基準第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第3号から第4号については了承、第59号議案から第67号議案については討論の後、表決をお願いすることにしてあります。第68号議案の令和6年度一般会計補正予算（第1号）については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。一般会計との関連がある第69号議案から第71号議案の各特別会計補正予算については、最終日に、討論の後、表決としてあります。第72号議案から第74号議案の各事業会計補正予算は、討論の後、表決をお願いすることにしてあります。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを5月31日の午後3時とし、通告がありました3名の議員により、本会議第2日目の18日9時から3名の一般質問を行います。

25日の最終日は、総務文教常任委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることにしてあります。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第２ 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から６月２５日までの１５日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から６月２５日までの１５日間と決定しました。

日程第３ 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第３、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。去る５月１日の臨時議会で、後期２年間の各委員会の構成替えが行われました。総務文教常任委員会は、小島副委員長、木村委員、廣納委員、安部委員、吉岡委員、栗原委員と私の７人が担当し、活動することになりました。

閉会中の５月２０日、総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な項目について報告いたします。

最初に、教育委員会部門の１つ目ですけれども、学校教育関係です。第２次神河町長期総合計画に「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」という目標があり、その目標に地域を担う人材とある。何を目的に人材を育てようとしてるのかとの問いに、人を育てるという意味では、ふるさとを愛しを１番に掲げている。神河町で生まれ育っている子供たちに、地域を愛し、地域を誇りに感じ、地域に生きていきたいという思いであったり、力であったり、そういうものを育てていきたいというのが一つある。もう一つは人材です。教師や教育に携わっている方々がしっかり子供たちに関わってもらい、育てていただくということを年度当初、教職員に目指している町の教育の方針をしっかりと伝えており、教職員、教育に携わっている方々にも研修を積んでもらいたいと伝えているという答弁でございました。

次に、「次世代を担う」というのは、幅が広い、何を目的にしているのか意図が分かりにくいという問いに対しまして、狭義で取るのか、広義で取るのかだが、教育とい

う観点からいえば、神河町に住む人として、そうしてほしいだとか、人を育てる中で神河町に足場を置いてほしいし、また、住んでほしいが、グローバルにいろんなところで思うように生きてほしい。21世紀に入りAI時代を迎えており、そういう分野の中で生きていく子供たちも育て上げなくてはならないと思っている。そういう教育の観点から、次世代という表現にしているという答弁でございました。

最後に、スクールバスの件で、部内だけでの話で全然前に進んでいない。業者も入っていないとか、町長も来てないということがあった。3月の予算委員会的时候、町長も前に出て、いや、私が最初に入って、新年度になればきちっとしますという話だったが、教育課としてどう思っているのかという問いに対しまして、この件については、議会から政策提言をいただいている。これまで最終的な解決策はスクールバス方式かなと答えてきた。そういう認識に立ち、今年度検討していく。いろいろと検討する中で課題も出てくるので、各担当課や町長も含め協議することになっている。各関係機関の中に業者が入ってくるものと考えている。今後、関係会社、関係機関と調整したものを持ち寄り、関係課の中ですり合わせをするという答弁でございました。

次に、社会教育関係でございます。最初に、町民体育館アリーナの雨漏り改修とLEDの照明機器の改修とあるが、既に設置されているLEDの改修なのか。また、温水プールで社会参加と介護予防効果の関係モニタリングがあるが、その意図はという問いに対しまして、LED照明は、新年度で切れている水銀灯をLEDに変更する。水銀灯に代わる新しい電球が今できているので、壊れているところだけLEDに替えれば照度バランスが取れないため、水銀灯に代わる新電球で修繕する。

また、社会参加と介護予防効果の関係モニタリングは、数年間医療費を見比べてもらい、水泳すれば医療費がどう変化するのか、また、他の方と比べ医療費がどう変化するのかのモニタリングとなるとの答弁でした。

次に、温水プールの利用人数を見ると、プールの利用者数が減っている。大学の水泳部にモンテ・ローザを活用した合宿形式での勧誘をしてはどうか。一方、町ぐるみ健診のデータを活用して、悪い方をピックアップし、水中運動モニタリングの血液検査データを収集し、保健師や教育委員会から、水中運動は血液数値の改善にはとてもよい運動になるので、会員になってもらえないかとの勧誘をしてはどうかとの問いに対しまして、大学になれば50メートル以上のプールを希望されると思うが、温水プールは25メートルである。積極的にPRしていきたい。また、町ぐるみ健診の数値を見ながら、少し数値の悪い方を優先的に選出し、その方に3か月程度のプログラムの水中教室を体験していただき、その後、血液検査をしてもらえれば、水中運動の効果も見えてくると思うので、その方向で取り組む予定だとの答弁でした。

最後に、中学生同士で温水プールに行くが、泳げる子は泳ぎ、泳げない子はジムを利用していた。しかし、ジムは高校生以上が対象となっている。ジムの利用要件の見直しはできないかとの問いに対しまして、ランニングマシンなら中学生でも小学生でも親子

連れの方などでも、子供が使ったりしている。安全面のことも考えながら検討し、利用要件などを広報していきたいとの答弁でした。

次に、給食センターの関係でございます。市川町の学校給食センター共同運営の協議はまだ継続しているのか、方向性を変えようとしているのかの問いに対しまして、直近の協議では、急いで一緒にすることは少し先送りしようという話になった。その要因は、あと数年すれば床面積を増やさなくても済むだとか、大規模な改修も要らない人数になることが予測できることから、性急に共同することはやめてはどうかという提案を市川町から受けた。消滅可能性自治体に2町ともランクインしているので、1町で給食センターを運営するということに無理があるだろうという考えは変わっていない。そう見込んだとき、可能性として福崎町も含めて一緒にやってはどうかという話も出ていたが、福崎町は現時点ではどこかの町と一緒にやろうという考えはないとのことであった。一緒にやらないという結論には至ってない。いずれ一緒にやるべきであろうという考えは引き続き持っているとの答弁でした。

次に、税務課の全般でございます。滞納者を減らしていくことは、現年の徴収率を上げ、現年の未納者を減らしていくことしかないと思うがどうかとの問いに対しまして、当年度分の徴収漏れを防ぐこと、この5月から藤田川崎法律事務所の弁護士に会議に同席してもらえるので、滞納繰越分については、弁護士の意見も聞きながら事務処理を明確に持つ必要があると思っている。それと、新たな滞納者を増やさないといった観点から、徴収と滞納処分に取り組んでるということでした。

報告を受けました令和5年度不納欠損処分については、当委員会として了承しております。

次に、会計課でございます。令和6年度はいろいろな事業が始まる。その辺りの段取りをどう読み取りしてるのかの問いに対しまして、令和6年度から非常に大きな事業が重なってくるので、繰替え運用、そして振替するタイミングにも注意する必要がある。毎月の収支を明確に捉えて集計していくのが基本になるので、基本に忠実に、そして少し工夫もしながら乗り切っていきたいとの答弁でございました。

総務課関係でございます。まず、1つに、行政におけるデジタル化の取組状況についての質問です。電子入札の導入について、県下ではどの程度まで普及しているのかの問いに対しましては、市はもうほとんど導入されている。町レベルでは、去年の4月時点では、猪名川町と多可町の2町だけだった。現時点では、太子町、神河町、福崎町、佐用町が令和6年度の10月から加入されると聞いてるとの答弁でございました。

次に、廃校跡地整備活用事業についてでございます。越知谷第2小学校跡地の地域交流センターの件だが、せんだって申入れがあったと説明を受けたが、説明できる範囲で教えてほしいとの問いに対しまして、地域交流センターの跡地活用について、5月中旬にある業者から見学させてほしい旨の話があった。その業者の使用目的は、7月に40人近い留学生を受け入れることになっており、外国人留学生の研修施設とし活用してい

きたいとのことであった。交流センターは、山村留学生を受け入れする際に教室はほとんど宿泊施設に改修されており、すぐにでも利用したいとの思いがあり、できれば今月からでも契約させてほしいとのことであった。施設の再活用について、地元の意見も確認した上で進めていかなければならないので、早急に事業計画書を提出していただくように説明をしているとの答弁でございました。

その他といたしまして、最初に、現在、人事評価は管理職に反映している。一般職の処遇に反映するのは令和6年度以降予定となっているが、具体的に今年度から準備し、どのようにやっていくのかも決まっているのかの問いに対しまして、人事評価は今年中に決めていきたい。職員組合とは少し話をし、どこが課題なのか、職員組合としても提案を受けたいと伝えている。双方が確認した上で、検討委員会で議論していきたいとの話もしている。令和6年度から導入云々というものは現時点ではまだできていないとの答弁でございました。

次に、民間では、管理職評価が全員Bというようなことはあり得ない。A、BがいればC、Dもいる。そのような評価をしていないのなら、全員がオーケーになる。競争させる意識づけができないことになる。今度、一般職に導入していくなら、このような評価方法ではB以下はできないのではの問いに対しまして、管理職については、導入した結果B以上となったが、基本的に管理職の中ではB以下のCがついた職員もいるので、人事評価は機能していると判断しているとの答弁でございました。

最後に、遊具といえはいろいろあり、どんな遊具でもよいが、10年程度使用すれば劣化して使えなくなるとか、10年後にはリニューアルをしていかなければならないレベルの遊具なのかの問いに対しまして、今のちびっこ広場の遊具は平成11年頃に設置し、ちょうど30年ぐらい経過しているので、今回リニューアルを計画した。基本的に同じような遊具とは言わないが、提案する業者からは、長く使えそうな遊具の提案になると聞いている。インクルーシブでどんな形状でもよいので、多様性のある遊具になると思います。長い期間使ってもらえる新しいちびっこ広場の整備ができると考えているとの答弁でございました。

以上、質疑のあった主なものを報告いたしました。これ以外の質疑、応答につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡です。閉会中の5月24日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目を報告いたします。

まず、1番目、公立神崎総合病院の事務調査報告です。主な質疑応答は、次のとおりです。

予算執行状況を見ると赤字決算で、今、経営改善に取り組んでいるが、経費を削る努

力をもっとしなければいけないのではという問いに対しまして、人件費については、人事院勧告に伴ったベースアップが必要であったので増額となった。また、医師の確保という理由で、当院の医師は都会よりも高給優遇で来ていただいているのが現状である。給与等については、条例、規則に基づいて支払っているもので、これ以上削減できない。そこで、収入を上げるために訪問診療やレスパイト入院、慢性期医療を始めようと調整を行っているという答えでした。

医師修学資金貸与金事業の件で、6年間の大学修学の後、医師免許を取得、その後7年間の実務研修を経て公立神崎総合病院に入職していただくことになっている。しかし、このたびも含め2名が入職を辞退されている。見直しが必要ではという問いに、平成21年からの制度で現在まで8名に貸与し、そのうち2名が入職を辞退され、5名が令和11年から順次入職予定になっている。実は、令和3年度の新規貸与を行うかのときに、一度立ち止まることが大切との考えで、令和3年度から新規の申込みは受け付けていないという答えでした。

姫路労働基準監督署から時間外勤務については是正勧告を受けたとのことだが、長時間労働が常態化していたということかという問いに対して、令和5年度において、特に総務課で月45時間以上の時間外勤務の職員が多く常態化していた。令和6年6月1日付で事務員1人を採用したので、仕事量は薄まると考えているという答弁でした。

次に、当院で白内障の手術に対応した設備や機器はそろっているか、また手術できる医師はいるかの問いに対し、医療機器は更新していないので、新たに設備を整えるのに5,000万円程度必要になる。手術する医師はいるが、イレギュラーに備えた手術の支援サポートも必要になる。それらの償却などを考慮するとコスト的に難しい。白内障への対応について、病院と住民の皆さんにとってどの方法が一番ベターなのかを検証し、方向性を考えていきたいとの答えでした。

その他、質疑応答以外の報告です。令和5年度不納欠損処分について、外来診療費1件、2,330円を当委員会で承認いたしました。

次に、2番目、健康福祉課の事務調査報告です。まず、障害者福祉事業及び施設整備の取組状況について、主な質疑応答は次のとおりです。

問題があった宝寿会に続き、障害者施設「のどか」でも介護給付費等の不正受給が発覚した。その後、町指定の事業所へ状況確認の声かけなどはしたかという問いに対し、ほかの事業所への声かけ等はまだできていない。町指定施設については、補助金の支給を予定しているのでまた確認に行きたい。補助金の申請時には、返還等の内容を確認できるよう要綱をつけて送りますということでした。

続いて、食育及び健康増進事業の取組状況について、主な質疑応答は次のとおりです。

町ぐるみ健診の受診者数が2,003名とあるが、この数は多いのか、少ないのかという問いに対し、直近の令和4年のデータでは、兵庫県の中で4位なのでまずまず高いほうかと思うという答弁でした。

続いて、新型コロナウイルス等感染症予防対策について、主な質疑応答は次のとおりです。

物価高騰対策低所得世帯支援給付金の支給について、当町は6月末支給とのことだが、姫路市は4月中旬に支給を終えている。この差は何か。早く支給するべきと考えるがという問いに対し、当町が委託しているシステム会社のシステム改修が5月に入ってからとなったため、支給手続が遅くなった。今後は、小さい町だからこそ早く丁寧に支給することを心がけていく。また、システム会社に早く改修に着手するよう依頼していくとの答弁でした。

続きまして、住民生活課の事務調査報告です。主な質疑応答は次のとおりです。

防犯カメラについて、本年度は作畑区、為信区が補助対象として設置されるようだが、まだまだ防犯カメラが不足しているように思う。補助対象ではなく、町負担で区が希望する箇所にどんどん設置していくことはできないのかという問いに対し、町管理としては町境に設置することを基本に進めてきた。町なかの住宅地や主要交差点、JR駅駅舎付近には福崎防犯協会が設置を進めている。町としては、一定程度設置にめどがついていると考えている。そのほか必要な箇所は補助を活用していただきたいという答弁でした。

また、これまでも何度も同様の質問をし、同じ回答を繰り返している。一定程度めどがついたと考えていても、地域から足りないという声が上がっている以上、町として検討するべきではないか。検討した上で必要ないのであれば、こういう検討をした結果、不要と判断したと説明するべきであるという質問に対し、どんどんカメラが増えてきた環境の中、区からもっと設置してほしいという要望で補助事業をつくった。今回、町で整備するカメラは町境だけでいいのか、もっと整備すべきかという課題をいただいたと思っている。区の負担で設置いただいたカメラもあるので、バランスや整合性も含め考えたいという答弁でした。

続いて、町営住宅の管理運営について、主な質疑応答は次のとおりです。

町営住宅の空き家状況の周知を徹底してほしい。また、ホームページで住宅の外観、室内の写真を掲載できないかという問いに対し、ホームページに上がっていない福本区、比延区の町営住宅については、退去修繕が完了し、準備が整い次第入居募集していく。写真の掲載についても対応していくという答えでした。

次に、特定空家対策の進捗状況について、主な質疑応答は次のとおりです。

特定空家の認定で、吉富地内の物件は関係者が16名と判明したようだが、今後の対策はという問いに対し、16名のうち4名が町内にお住まいなので、その方々と今後の対応について、検討、協議し、進めていくという答えでした。

続いて、産業廃棄物処理事業について。5月1日開催の第118回神河町議会臨時会で、専決処分の令和5年度神河町産業廃棄物処理事業会計補正予算（第2号）が審議の結果、不承認となった件について、地方自治法第179条第4項の必要と認める措置の

説明が行われ、前田副町長から改めて答弁がありました。内容は次のとおりです。担当者が現場に行く回数が少なかったと思うし、業者からの報告をもっと求めるべきだったと反省している。今後は、全管理職に予算執行に関して適正に執行していくことを求めていく。また、議会に提案する案件については、時間の余裕を持って相談する。申し訳なかったという答弁がありました。

そして、主な質疑応答については、次のとおりです。この件については、業者が工期を守らないというのが駄目なので、工期に間に合わない場合のペナルティーを科してはどうかという問いに対し、工期の遅延など契約違反をした業者は、神河町指名停止基準により指名停止となる。しかし、今回の場合は工期を延長しているので、それには該当しないという答弁でした。

その他、姫路市中播消防署の建て替えについてです。主な質疑応答は次のとおりです。中播消防署北部出張所の建て替え用地については、神河町が購入し、神河町の財産となった。建物については、神河町、市川町、福崎町の郡内3町で負担することになるが、負担割合はどうかという問いに対し、令和5年10月1日現在の人口割で負担割合を計算するという答弁でした。

福崎町に建設されている中播消防署本署の建物についても、北部出張所と同様に3町割で負担となるが、現時点での建設金額は、本署、北部出張所それぞれどれぐらいかという問いに対し、本署については、設計費と工事費を合わせて14億3,000万円程度、北部出張所については、設計費と工事費を合わせて3億7,000万円程度であるという答弁でした。

続きまして、上下水道課の事務調査報告です。継続調査報告事項、主な質疑応答は次のとおりです。

緊急管路整備について、令和4年から令和8年にかけて古い管を順次取り替えているようだが、どういう順番で交換されているのかという問いに対し、2年前に行った管路のAI診断で漏水するであろう順位が出ているので、その優先度に従って順番に交換しているという答えでした。

兵庫県が行う人工衛星による漏水調査に参画する計画はどうなったのかという問いに対し、これは人工衛星からガンマ波を地上に照射し、地下3メートルまでの水道水に含まれる塩素に反応して漏水箇所が判明するというものである。現在、県内で約8割の自治体が参画している。費用は150万円までだったと思うが、業者がまだ決まっていないのでお伝えはできないという答えでした。

広域連携による3町共同での資材購入の仕組みはという問いに対し、水道メーターや補修資材、例えばVP管、カバーのソケットなど、20種類ほどの資材を3町共同で見積事務を行って業者を決定し、各町で単価契約し発注しているという答えでした。

下水道の統廃合で、令和9年までに12処理区を6施設に統合する計画は順調に進捗しているかという問いに対し、予定どおり進捗しているという答弁でした。

以上、大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

なお、役場執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適正かつ迅速な事務執行を行っていただき、町民の皆さんが安心、安全、快適に暮らせるように尽力願いたいと思います。

これで民生福祉常任委員会からの事務調査結果報告を終わります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員長の藤森です。閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。まず、初めに、3月22日に委員会を開催し、摂南大学による神河町の公共交通に関する調査報告を受け、討議を行いました。

主な報告事項でございます。1点目、コミュニティバス・デマンド型交通に関する法律等について、2つ目、神河町内地域交通の現状について、3つ目、富山県朝日町と豊岡市の2つの市町の取組の紹介、4つ目に、今後の公共交通の在り方について、今後検討することが望ましいと思われる点について、この報告を受けました。そして、討議も行いました。詳細につきましては、タブレットを御確認いただきたいと思います。また、今後の取組については、6月25日産業建設常任委員会を開催し、摂南大学から前回以降の報告を受け、討議する予定であります。

それでは、次に、5月15日開催しました産業建設常任委員会の報告をいたします。まず、初めに、建設課であります。橋梁長寿命化修繕事業についてであります。令和5年度から繰越事業2件、向田橋（吉富区）は、令和6年5月31日に完了予定です。南橋、越知区であります。他地域との事業費の調整がつかず、繰越しとなり、年明けの完了を予定していますとの報告であります。

次に、河川環境整備事業であります。猪篠川、野上川との合流付近で立木伐採と雑草の除去等、また、栗賀町の農協付近から上流の東山谷川の雑草の除去等を予定しています。令和6年度は、他地域とのバランスを考えながら、小さな河川から優先的に河川整備を進めていきますの報告であります。それについて、主な質疑であります。

河川整備で町管理河川の町負担は理解できるが、県管理河川においても町の負担がある。財政的な庁内協議はどうなっているのかの質疑であります。これに対し、河川整備について県の考え方は、下流から順に上流に向かって実施するである。上流部の自治体は後回しになることがあり、住民から河川をきれいにという要望の声が高いので、町費を使って進めているの答弁であります。

次に、地籍課であります。地籍調査事業は順調に進捗しております。質疑であります。

森林地籍調査で森林所有者が立ち会いされている率はどれぐらいなのかの質疑に対し、森林所有者が立会いに来られるのはかなり少ない。ほとんどが委任状という形で森林組合に委託される。また、所有者は高齢者が多く、体調や安全を考え、逆に立会いを控えていただくようお願いをしているの答弁であります。

次の質疑に入ります。今後、森林環境譲与税等を使って森林整備等を行われる。所有者には一度山の現状を見てもらいたい。立会いの案内の仕方も考える必要があるのではないかの質疑であります。これに対し、山の現状を見てもらうには、確かに現地調査の立会いが一番だと思うが、安全第一であり、立会人の状況を確認し、相談しながら進めていきたいと考えている。また、航空写真に境界ラインを示し提供する方法もあるので、検討したいの答弁であります。

次に、農林政策課であります。主な質疑でございます。農業、林業再生の1つの柱が設けられた。従来の農業と林業から再生のほうに移行された意図は何か。また、今後の考え方はの質問に対し、山・川・農地の再生は町の方針である。農政、林政で間に合わない部分と、新たに取組をしていく必要がある部分を再生で位置づけようとしている。将来につなげていくために、今必要なこと、重点的にやるべきことを再生事業と位置づけているの答弁であります。

次の質疑であります。行政は農地を守るために、機械購入補助や肥料代補助等の対策をしているが、営農組織の経営は厳しい状況である。将来的に神河営農のような町内1つの営農組織をつくるべきではないか、今、どのように考えているかの質問であります。これに対し、今の営農組織をそのまま継続していくのはなかなか難しいところがある。将来的には、神崎営農、大河内営農としたエリアでの組織で農地を守っていくというイメージは持っている。今ある営農で頑張ってもらうか、維持していくか。困難な状況となれば、統合もあると考えているの答弁であります。

次の質問に参ります。森林環境譲与税を神河材のゆりかご事業や、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備事業に使うとのことだが、問題はないのかの質疑に対し、森林環境譲与税の使途として、木材利用の項目があるので、町内産材の活用促進ということから利用が可能と考えているの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。公共交通関係事業についての質疑であります。スクールバス導入検討会準備会を開催されているが、新たな検討内容は何か。また、バス会社の株式会社ウイング神姫も含めての話合いはできなかったのかの質疑に対し、デマンドとスクールバスは分けて話を続けてきたが、スクールバスのみの運行検討は初めてである。内容は、スクールバスを走らせることによって、デマンド型交通をどのような形にするのか、フルデマンド型交通にした場合どれだけの経費がかかるのか、スクールバス導入したときの経費、運転手等がどれだけ必要なのか等を調査して進めようとしている。また、株式会社ウイング神姫を入れて話はしていないので、今後、株式会社ウイング神姫も入っていただいて、詳細な運行方法等を検討していく予定であるの答弁であります。

次の質疑になります。教育委員会も関係している話である。昨年からの課題もあるのに、初めてこの形態での会議にしたこと自体が遅過ぎる。株式会社ウイング神姫の同席もなしで調査して、何も前に行かない。予算や運行方法等は、株式会社ウイング神姫に

お願いすれば提案してくれる。このままでは幾らたっても前に進まないと思うがの質疑に対し、事前に株式会社ウイング神姫を入れなかったのは、議会からの政策提言であったスクールバス導入の提案に、町としての方向性を考えてから株式会社ウイング神姫と調整し、株式会社ウイング神姫の提案も入れていただくという流れでスタートしたためであるの答弁であります。

次の質疑に参ります。決算特別委員会のときに、町長が最終的に来年度に入ればすぐに取りかかる。私も会議に入るとの答弁であった。なのに、町長も株式会社ウイング神姫も入れてないでは話にならない。決定権者である町長も入らないのでは意味がないのではないかの質疑に対し、直ちに情報を集めた上で、町長も含めたプロジェクトを立ち上げて進めていきたいと思っているの答弁であります。

次に、商工業振興関係の質疑であります。重要事業目標管理シートで、令和5年度に商工会員の高齢化による後継者問題を取り上げながら、年度が替われば全然違うことに力を入れようとしている。どういうことなのか理解ができないの質疑に対し、今までは支援や検討にとどめていたが、後継者不足もあれば、また違う問題もあるのではないかと思います、行政として、まず面会をして声を聞き、原因を確かめてからどのように支援をしていくか、検討材料としていきたいと考えているの答弁であります。

これに対し、毎年町長を交えた行政懇談会で、今までにも何回も後継者不足なので何とかしてくださいと訴えられているのに、なぜ今になって検討材料なのか。どうするのか、何か政策を出してくるのが本来ではないのか。スピード感も危機感も全くないの質疑に対し、非常に行動が遅く申し訳ないと思っている。スピード感を持って、何とか今年度中に商工会と協議しながら解決策を策定していきたいとの答弁であります。

次に、グリーンエコー笠形関係であります。質疑であります。施設利用料355万円の免除規定の見直しを求めていたが、令和6年度協定書では変更なしとのことだが、どういうことなのかの質疑に対し、指定管理者を公募する際の仕様書で免除規定があるので、変更してない。法的見地から指定管理者の取下げ要件の一つ、管理業務を継続することが適当でないと認める判断については、町の顧問弁護士の見解は率直に認め難いところがある。改善命令や指導、指示を繰り返しても従わない場合は、信頼関係が破滅的になり、この条項の適用となる。今までは、文言やメールのやり取り、口頭での指導が多かった。今後は、改善命令等文書に残しておくとのことであります。

次の質疑に参ります。契約ではそうなると思うが、現状ではそうでない。料理長もいない状態で料理はどうなってるのか。入り込み客は増えているのか。指定管理者の改善姿勢が見えてこないの質疑であります。これに対し、正直、大繁盛ではないが、レストランメニューは改善計画にあるように、屋外アウトドア施設では利用者に合ったメニューの構築がされている。また、ホームページも修正し、価格もきちんと載せており、改善はされていると思っているの答弁であります。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、人権文化推進特別委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 人権文化推進特別委員会で委員長を務めさせていただいております吉岡嘉宏です。5月17日に人権文化推進特別委員会を開催しました。その開催結果について報告をさせていただきます。委員は、私、吉岡、廣納副委員長、安部委員、藤森委員、澤田議長というところで議論をしました。

めくってもらって、教育課、住民生活課の順に事務調査を行いました。教育課につきまして、主な質疑応答で、1つ目です。小学校、中学校で取り組む人権学習支援事業だが、クラブ、塾等で忙しいため、各教室の参加者が少ない。神河町人権学習支援事業運営委員会等で事業の運営方法を検討しながらの実施となっているが、内容はどうなっているのか。アンサー、運営委員会では、支部長さんから各集落の中で声がけをしていただけないかとお願いしていたが、保護者の意識も変化しつつあり、声がけもしづらいので、学校のほうで募集することになった。

同じくクエスチョン、新たな事業を実施するなどすれば、新たな参加が生まれるかもしれない。その検討はどうか。アンサーとして、6月3日に運営委員会を開催するので、今いただいた意見を交えながら検討させていただくという答えでした。

次のQ&Aです。クエスチョン、令和5年度の人権啓発活動事業として、研修会や講演会など5回のメニューがあった。合計で約1,400人の参加でありましたが、町の人口の10分の1強というような参加率である。人権をうたっている神河町は、もっと末端まで活動が広がるようにすべきである。住民への啓発をどのように考えているのか。アンサー、末端まで活動が知れ渡っていない状況である。しかし、地区別人権教室は、集落によっては子ども会、消防団など各団体長にも声がけし、参加いただいている。講演会については、名前の通っている方に講師をしていただこうと考えている。

次のQ&Aです。クエスチョン、小・中学校におけるいじめの件、いじめる側の家庭状況はどんなものか。アンサー、一概にこういった家庭のお子さんに多いなどということとは言えない。いじめは各小・中学校にいつでも起きるという目で見ている。いじめが起きれば、被害者、加害者の保護者に状況を伝え、家庭でも指導をしていただくよう協力を依頼している。

次のQ&A、クエスチョン、地区別人権教室で、2023年度は実施していない集落が6集落あるがなぜか。アンサー、福本区は予定日に区長さんが体調を崩され、代替日をつくろうとしたが、区の行事が詰まっていた断念をした。ほかの区については、最初から計画書が出てこなかった。クエスチョン、計画書が出てこなかったんなら、督促をされたらいいのではないですか。アンサー、今年度計画書が出てこなかった場合、督促を試みる。

次のQ&A。クエスチョン、人権教室の対象として、老人クラブも入っていたように思うがどうか。アンサー、一時期、老人クラブのミニデーに合わせて開催という地区を

もあった。しかし、各種団体長も参加してもらえるようになり、老人クラブに主体的に取り組んでほしいといった要請はしていない。6月2日に事前研修会を予定しており、各区の人権推進委員さん、各区の老人クラブ会長さん、各区長さんに案内をしている。

次に住民生活課です。主な質疑応答としてまして、1つ目のクエスチョンですが、クエスチョン、本人通知制度の登録者は現在約700人であるが、登録者数は伸び悩んでいる。本人通知制度が町民にどんな影響があるかの広報が足りないからではないか。アンサー、人権啓発大会や人権・青少年健全育成合同大会の際に出張窓口を設置しているが、参加者がほぼ同じ顔ぶれで伸び悩んでいる。関心が向くようなチラシ作り等に努める。

同じくクエスチョン、本人通知制度のおかげで、自分の戸籍謄本や住民票抄本が悪用されずに済んだという事例を町民に広報すれば、この制度の理解と登録者数の増加につながると考えるがどうか。アンサー、本人通知制度は、弁護士等による差別的な取得が問題になって、第三者の戸籍謄本等の不正取得による権利の侵害抑止、防止等を目的に始まった制度である。こういった経緯も詳しく説明することで、住民の方の理解が得られると思う。他市町の例も取り上げた内容の広報をしていきたいということでありました。

以上で5月17日開催の人権文化推進特別委員会の内容について報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で各委員会の報告は終わりました。

それでは、ここで、私のほうから3月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

3月25日、地域おこし協力隊活動報告会が開催され、各議員に出席いただいております。

3月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、小寺俊輔前議長と小島義次前民生福祉常任委員長が出席されております。付議事件は、令和6年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月29日、中播北部行政事務組合議会定例会2日目が開催され、小寺俊輔前議長、栗原廣哉副議長と小島義次前民生福祉常任委員長が出席されております。付議事件は、令和6年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

4月4日、サンアロイ工業株式会社の内覧会に、小寺俊輔前議長と藤森正晴産業建設常任委員長が出席されております。

4月7日、令和6年度神河町消防初出式並びに入退団式が開催され、各議員に出席いただいております。

4月8日、兵庫県立高等学校令和6年度入学式があり、神崎高等学校に小寺俊輔前議長が、生野高等学校に栗原廣哉副議長が出席されております。

4月23日、令和6年度西播磨市町議長会役員会が姫路キャッスルグランヴィリオホテルで開催され、小寺俊輔前議長が出席されております。

同じく4月23日、令和6年度西播磨市町議長会第1回総会が姫路キャッスルグランヴィリオホテルで開催され、小寺俊輔前議長が出席されております。協議事項は、令和5年度西播磨市町議長会事業報告及び歳入歳出決算について、令和6年度西播磨市町議長会事業計画及び歳入歳出予算について、原案のとおり承認、可決されております。

5月1日、第118回臨時会において、正副議長の選挙を行うとともに、各委員会の構成を決定しております。

5月7日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、栗原廣哉副議長、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員会委員長、廣納良幸人権文化推進特別委員会副委員長、安部重助委員、藤森正晴委員と私が出席しております。

5月8日、神崎郡議長会主催で、消防署建て替えに係る先進視察が行われ、各議員に参加いただいております。北はりま消防組合加東消防署、加古川市東消防署を視察し、施設概要の説明を受けた後、施設見学を行っています。

5月13日、神崎郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、令和5年度事業報告及び決算、令和6年度事業計画及び予算について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認、可決しました。また、役員改選により、私が会長に就任しております。

5月16日、兵庫県町議会議長会、第1回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、定期総会の運営等で、いずれも原案のとおり承認、可決しました。また、役員改選により、私が副会長に就任しております。

5月18日、兵庫県立神崎高等学校のオープンスクールが開催され、栗原廣哉副議長と私が出席しております。

5月19日、令和6年度神河町消防操法訓練大会が開催され、各議員に出席いただいております。

5月21日、22日、全国町村議会議長会、議長・副議長研修会が開催され、栗原廣哉副議長と私が出席しております。

研修は、町村議会議員のなり手不足対策検討会委員長で、大正大学地域創生学部教授、江藤俊昭氏から「議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る」と題して、弁護士・元流山市政策法務室長、帖佐直美氏から「ハラスメントー自治体議員が注意すべきポイントー」と題して、慶應義塾大学法学部政治学科教授、谷口尚子氏から「将来の地方議員を担うのは誰か？ー若者、女性、勤労者が参画する地方議会の現状ー」と題して、それぞれ講演を聴きました。

翌22日に、兵庫県町議会議長会主催の研修会が開催され、栗原廣哉副議長と私が出席しております。研修では、一般財団法人地域総合整備財団、牛島授公事務局から「ふるさと財団の市町村向け事業概要」と題して講演を聴きました。

その後、池畑浩太郎衆議院議員、山口壯衆議院議員、谷公一衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長、末松信介参議院議員、加田裕之参議院

議員をそれぞれ訪問しました。

5月24日、一般社団法人神河町観光協会第19回通常総会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席をしております。

5月29日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社で執り行われ、各議員に出席いただいております。

同じく、5月29日、中播広域シルバー人材センター令和6年度定期総会が神河町中央公民館グリンデルホールで開催され、私が出席しております。

同じく、5月29日、第17回神河町商工会通常総代会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月30日、兵庫県町議会議長会、第75回定期総会が神戸で開催され、私が出席しております。総会議事に先立ち、兵庫県町議会議長会自治功労者表彰等が行われました。議事については、令和5年度会務等の報告がなされ、了承しております。また、議員報酬の適正化に関する決議について全議長で賛同しました。総会終了後、「地方行財政の現状と課題」と題して、兵庫県市町振興課、荻裕之副課長から講演を受けております。

6月1日、自主防災かみかわ総会が開催され、私が出席しております。

6月6日、第17回かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。令和6年度事業計画及び予算について、いずれも原案のとおり承認いたしております。

6月7日、反核平和の火りレーミニ集会が行われ、私が役場本庁舎玄関前にてランナーを激励しました。

定例会ごとに発行しております「議会だより」につきましては、4月12日に第80号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について、報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時40分とします。

午前10時17分休憩

午前10時40分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

議案の審議に入る前に、申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第3号

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、報告第3号、令和5年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和5年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和5年度の繰越明許費の7事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が、報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課黒田でございます。それでは、詳細説明をいたします。

まずは、2ページのほうをお開きください。一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。令和5年度の繰越明許費、7つの事業の財源内訳を御報告をいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、総合行政用コンピューター運営事業でございます。これは、国が進めますマイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に係るものでございます。繰越額につきましては、2,692万2,000円でございます。未収入特定財源として国庫支出金、社会保障・税番号システム整備費補助金2,130万9,000円、そして一般財源が561万3,000円でございます。

続きまして、粟賀小学校跡地整備事業でございます。繰越額は6億2,753万円でございます。未収入特定財源としまして地方債、過疎債になりますが6億2,740万円、そして一般財源が13万円でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対策低所得世帯支援給付金事業、均等割のみ課税世帯分でございます。繰越額につきましては、4,102万1,000円でございます。未収入特定財源として国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）3,792万5,000円、そして一般財源が309万6,000円でございます。

続いて、物価高騰対策低所得世帯支援給付金事業、子育て世帯加算分でございます。繰越額は1,642万6,000円でございます。未収入特定財源としまして国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）1,307万5,000円、そして一般財源が335万1,000円でございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、地籍調査事業でございます。繰越額は1,2

42万9,000円でございます。未収入特定財源としまして県支出金、地籍調査費補助金でございます、817万円。そして一般財源が425万9,000円でございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業でございます。繰越額は2,473万5,000円でございます。未収入特定財源としまして国庫支出金、道路メンテナンス事業補助金647万7,000円、地方債、過疎債になりますが1,790万円。そして、一般財源につきましては35万8,000円でございます。

最後になります。道整備交付金事業でございます。繰越額が2,600万円で、未収入特定財源として国庫支出金、道整備事業交付金1,250万円、そして一般財源が1,350万円でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額でございますが、一般財源の合計額の3,030万7,000円となります。

次のページのほうに、7つの繰越事業の繰越理由につきまして添付をいたしておりますので、御確認をいただきたいと思えます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第3号については以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第5 報告第4号

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、報告第4号、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。1款産業廃棄物処理事業費、1項産業廃棄物処理事業費、残土砂等処分地整備事業は繰越額1,652万3,000円で、未収入特定財源として、基金充当で同額の1,652万3,000円でございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

報告第4号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第6 第59号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第59号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。中播公平委員会は3名の委員で構成しておりますが、そのうち神河町の谷口勝則委員の任期が本年6月30日をもって満了となり、引き続き委員としてお願いをいたしたく議会の同意を求めるものでございます。なお、委員の任期は4年で、現在、福崎町の中塚保彦氏と市川町の廣畑一浩氏が就任されております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第60号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第60号議案、神河町ひと・しごと・未来館の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ひと・しごと・未来館の設置及び管理に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、令和6年4月1日付で土地建物売買契約を締結し、姫路市中播消防署北部出張所建て替え用地と併せて、一般社団法人かみかわ移住定住サポートセンターの事務所として借り上げている土地及び建物も多目的施設として取得いたしました。その施設の活用についての設置及び管理に関する条例の制定でございます。

その施設の名称を神河町ひと・しごと・未来館とし、設置の目的として、神河町の移住定住や地域との交流及び雇用促進など、多目的に地域の活性化を図る拠点として活用をするものいたします。

その拠点の位置は神河町柏尾471番地の3で、建物は鉄筋コンクリート造り陸屋根2階建てで、延べ床面積295.44平方メートル、また、敷地の面積は、駐車場部分を含め987.5平方メートルでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、神河町ひと・しごと・未来館の設置及び管理に関する条例制定の件について、詳細の説明を行います。

この条例につきましては、議案書のとおりの第1条から第4条までで構成しておりまして、第1条には設置となりますが、町長説明のとおり、移住定住、地域交流、雇用促進など、地域の活性化を図ることを目的としまして設置をしております。

第2条につきましては、その施設の名称及び位置でございます。名称の神河町ひと・しごと・未来館につきましては、施設自体は昭和57年に建築されており、40年以上が経過した施設となりますが、設置目的でもあります移住定住及び地域交流に関わる「ひと」、また、コワーキングやサテライトオフィス誘致など仕事場、雇用に係るものを「しごと」で、いろいろな人が交流によりいろいろな仕事に結びつき、そのことにより持続可能な未来、神河町になりますけれども、神河町へつなげる場、館（やかた）として、その名称といたしましたものでございます。

第3条につきましては管理について、第4条につきましては委任で、そのほか必要な事項は町長が定めるものとしております。

施行日は、公布の日からということでさせていただきたいと思っております。

次の5ページのほうになりますけれども、現状の外観、それから、1階、2階の状況の写真を添付しておりますので、御覧おきをいただきたいというふうに思います。

以上が詳細説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。これは議案に反対するもんでも何でもないんですけども、確認の意味で質問をします。

これ、委員会で頭出しをしていただいたときは、地域活性化センターやったと思うんですが、まず1つ目、それは間違いないですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。当初、産業建設常任委員会のほうで、提出といいますか、案という形で資料を出させていただいたときには、地域活性化センターという名前での条例設置と管理条例を制定したいというふうなお話をさせていただきました。その際にも、少し名前のほうは変更させていただきたいということで、今回のこのひと・しごと・未来館というふうな名前もお伝えさせていただいたところというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡委員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。一つ、私が懸念、これ見てすぐ思ったんですが、神河町役場の本庁にはひと・まち・みらい課がありますね、「ひと・まち・みらい課」。このたびのネーミングは「ひと・しごと・未来館」、これ、物すごく混同するんじゃないかなと。

例えば一般の方が電話の問合せとかするときに、間違えて、柏尾のひと・しごと・未来館をひと・まち・みらい課と間違えてとか十分あるんじゃないかなと思うんですよ。だから私は、前の移住定住サポートセンターが根づいてきたんやから、移住定住の「定住」の中には仕事も意味してますから、移住定住サポートセンターでちっとも、私、かまへんのちゃうんかなというふうに思うんです。

本庁にひと・まち・みらい課いうネーミングがなかったら、これ、おしゃれなええ名前やなと評価しますよ。2つ似たようなものを並列したら、町民や問合せの外の人も困ってんちゃうんかな思うんですよ。そこらはどんな検討をされましたか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。吉岡議員がおっしゃるとおり、少し混同される部分もあるかなというふうには思っております。

しかしながら、基本的には、吉岡議員、今おっしゃっていただいたとおり、あの場所ではこれまでどおり移住定住サポートセンターということで、移住定住に関わる業務をしまいります。私どもがお伝えする分については、その名前が主流になってくるかなというふうに思っておりますけれども、丁寧に説明をさせていただいて、間違いのないように来ていただけるような形というふうなところを心がけたいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6 番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 3回目です。これでやめます。小さなことですが、看板ね、看板。あの柏尾の喫茶ファミリー跡のこの建物に、神河町ひと・しごと・未来館という表示、看板、これが上がると、こういう理解でいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。すぐには上げれないというふうな、ちょっと予算的なところもあるんですけども、そういうふうな形で、看板、目印になるものを早急に設置していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。条例そのものの質疑といいますか、この条例を制定されることによって、町営の施設になりますので、今現在リバーズランさんが入っておられるんですけども、今後の管理運営方法とか契約方法というんですかね、指定管理にされるのか、委託契約にされるのか、その辺の流れを教えてくださいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。管理につきましては、今現在、ちょっと詳細説明の中でもお伝えさせていただきましたけれども、2階部分のほうをサテライトオフィスの誘致場所というふうにも考えております。そういったときには、賃貸料等も頂くというような形で検討していかなければならないというふうなところも含めて、今後、料金を例えば町が頂くのか、それとも今現在入っておる移住定住サポートセンターに収受させるのかというふうなところで大きく、委託業務、それから指定管理業務が変わってくるというふうに思っておりますので、その分も含めて早急に今後検討させていただいた上で、検討ができた段階でまた議会のほうに提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） すみません、ひと・まち・みらい課の石橋でございます。ひと・しごと・未来館という名前なんですが、先ほど議員のほうからは、リバーズランというふうにおっしゃっていただきましたけれども、今はかみかわ移住定住サポートセンターというふうなところで、大変申し訳ありません。そこに今、移住定住の業務委託をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。リバーズランと発言してしまい、間違ったことを言ってしまうて申し訳ないです。訂正させていただきたいと思います。

課長のほうからは、これから委託にするのか、指定管理にするのか、いろいろ考えて

いくという答弁だったんですけれども、本来であれば、もう既に建物があって、今現在、中で業務をされている方がいらっしゃるんでね、条例を制定をされると同時に、その辺のことももう提案していただきたかったという気持ちは思い切りあるんですけれども、早急に検討することなんですけど、例えばいつまでもうきっちりやっていただけるのかないうのを教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今現在、移住定住サポートセンターが業務しておりまして、施設内のコワーキングスペースとして既に料金のほうを収受しておる実態、それから、2階の一部分をケーブルテレビに関係する事業者さんにも部屋貸しをしておって、賃貸料をもらっている状況というふうなところでございます。

そういったところもありますので、また、サテライトオフィスの誘致については、8月の末に、マッチングといいますか、事業者さんとお話をさせていただいて、神河町に興味のある事業者さんというふうなところが、ある程度9月以降に決まてまいるというふうに思いますので、そのときには来ていただくための料金的な話も出てくるというふうなところになりますので、そういった部分も含めながら、上半期、10月ぐらゐまでには何とか調整をさせていただきたいというふうに今現在思っているところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第61号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第61号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 1 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が令和 6 年 5 月 2 7 日に改正されたことに伴い、条例改正を行うものでございます。

番号利用法の改正内容は、番号利用法の別表第 2 が削除され、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報という新たな用語が定義されたもので、この改正に伴い、本条例において、第 2 条で用語を定義するとともに、別表第 2 を参照する条項など字句修正を行うものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。最初に、概要につきまして、7 ページの参考資料に基づき説明をさせていただきます。

番号利用法の改正につきましては、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用促進を図り、国民の利便性向上を図ることを目的として改正されるものでございます。資料の中段で町条例改正対象とある表でもありますように、番号利用法第 9 条でマイナンバーを行う行政機関等が利用できる事務を別表第 1 で定め、法第 1 9 条第 8 項において特定個人情報の照会・提供、いわゆる情報連携できる詳細な内容を別表第 2 で定めておりました。

次に、8 ページの下段の表で、番号利用法の改正前の別表の抜粋でございまして、別表第 1 に、例えば 3 0 番、国民健康保険の給付・保険料徴収等の事務について、マイナンバーの利用が可能な事務とされ、別表第 2 に情報連携できる国民健康保険事務の内容が定められています。その具体的な事務といたしましては、これまで転入者が国民健康保険に加入された場合、税務課が転出先の市町村に所得照会を実施していましたが、現在では別表第 2 の情報提供者、第 4 段、市町村長からの地方税関係情報を受け取ることができるということになっておりまして、マイナンバーを活用し、情報連携し、税情報を取得しているものでございます。

このたびの番号利用法別表第 1 で定めていた社会保障制度や税制等の事務に関する情報連携できる事務を、別表第 2 のように法律で定めるのではなく、別表 2 を廃止し省令

に規定することで可能にするよう変更することで、マイナンバーの利用を促すこととされました。廃止されました別表第2の事務を情報連携事務として、特定個人番号利用事務と法律で定義されたことから、このたびの利用番号法の改正に合わせて条例改正を行うものでございます。

それでは、6ページ、新旧対照表を御覧ください。「特定個人番号利用事務」に加えて、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」と用語定義されたことから、条例第2条にその文言を追加するとともに、削除された別表第2及び特定個人情報を引用している条例第4条の箇所を「特定個人番号利用事務」や「利用特定個人情報」として改めるもので、この内容を改正分として取りまとめたものが5ページの議案でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。一部改正ということなんですけども、今までこの神河町でマイナンバーカードを作られた方。それから、その中でも利用されているのはどのくらいあるかということと、もう一つ、このマイナンバーカードですね、記録の内容がすごく外に漏れると怖いということで、なかなか理解が進まないこともあると思うんですけども、記録の情報がどういうものかということですね。その3点お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今、神河町のマイナンバーカードの取得率につきましては80%を超えているという状況でございますので、それなりに普及はしているものというふうに思っております。

ただ、マイナンバーカードを活用して、保険証とか、そういったものにどの程度使われているのかっていうところについては、役場のほうではその件数等についてはちょっと分かりませんのでお答えはできませんけども、国の保険証ですよ、そういったものでいうと、4%、5%というふうなところでも言われてますんで、あまりマイナンバーカードの利用は進んでいないというふうな実態にあるのかなというふうには思っております。

そして、最後のところですけども、マイナンバーの情報が漏れると大変だというふうなところになってます。そういったところで、実はマイナンバーでうちが他市町に照会をしているわけではないんです。マイナンバーを使って、町から照会したときに、符合されたマイナンバーをシステムのほうから送ってしまうと、マイナンバーを特定されて情報は全て出ていってしまうので、別の付番、符合されてマイナンバーをひもづけするところに送られるようになってるんで、基本的にはそういったサービスを国のほうは提供されていますんで、ですから、マイナンバーの情報が漏れたっていうことは、これまでない

と思うんです。

ただ、マイナンバーカードを偽造されたとか、そういったことはあるとは思いますが、今までそういったシステムはきちんと国のほうで構築されてるというところもありますので、マイナンバーの情報が漏れるというところは基本的には少ないのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長、先ほどの小島委員の質問の３点目は、記録されてる情報の内容ですね、その辺のところの質問やったと思いますので、併せてお願いします。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。マイナンバーの登録っていうのは非常に少ないんですけども、氏名とか本籍とか、そういったものですけども、その向こうにあるシステムですね。この条例の新旧対照表のこの第４条第３項におきまして、「情報提供ネットワークシステムを使用して」というふうにありますが、ここにはいろんな所得情報とかはありますが、マイナンバーカードが持っている情報というのは非常に少なく、４情報ですね、氏名と住所、性別、生年月日等ぐらいの情報しかそこには基本的にはないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

１番、小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） １番、小島です。大体分かりました。ありがとうございます。

その情報の中に、住基アプリケーション、住基ＡＰというのが入っているんです。これは住民票コードを記録ということです。それもマイナンバーには記録されていると理解してよろしいのでしょうか。

それと、町が独自に条例によって定める事務ありますけれども、参考として、８ページのところに①から⑤までありますが、これを事務として利用されると思うんですけども、改正されたメリットですね、私たちにとって、住民にとってのメリットはどうかという、私の考えるには、より使いやすくなったと理解してよろしいかということ、メリットはどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど一番最初に言われたものにつきましては、マイナンバーに登載されているかっていうところは、ちょっと私のほうでは資料を持っていませんのでお答えはできませんけども、基本的にマイナンバーの町の独自利用につきましては、これを町条例で定めておりまして、基本的には利用できるというふうになっております。

そして、このマイナンバーですけども、基本的にはもっともっと利用がされていくというふうに思っておりまして、先ほども保険証の中に登載されるというふうなところ、

そしてまた、こういった保険事務の中に自分の病院でかかっている情報とか、そういったものも登載されていくということになりますので、マイナンバーの利用が進めば進むほど便利になっていくものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。先ほどの住民票コードについてですが、コンビニエンスストアでの交付のときに必要となってくるので、住民票等、取得していただけるようになっておりますので、登載されているものと考えております。

あと、町の独自利用によるもので、住民の方に対してのメリットですね。こちらのほう、医療費助成とかは、もともと今年でしたら1月1日現在、住民票のある方でしたらそのまま税情報のほうが取得できますので、更新処理ができるんですけども、1月1日以降転入された方等につきましては、今現在では前の住所地のほうで課税証明等を取ってきていただいておりますけども、そういった住民の方の負担が少なくなるような形になると思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。私、先日、薬局へ行ったときに、たしか12月2日になれば保険証がなくなると、そういうふうな説明を受けました。それまでにマイナンバーカードを持ってきてくれと、マイナンバーカードが保険証の代わりをすると。だから、その辺のところを分かりやすくちょっと説明していただけますか。

○議長（澤田 俊一君） どなたが説明されますか。

長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。12月2日に保険証がなくなるというのが、法改正によって6年12月2日で健康保険証を廃止するとされたものになりますけども、今現在、今から国民健康保険であったりとか後期高齢者医療保険が7月に更新になりまして、8月1日から次の保険証が出るわけなんですけども、そちらについては同じように1年間の有効期限がございまして、有効期限がある保険証に関しましては有効期限まで使えるようになっております。

12月2日以降、新たに取得される方ですね、そういった場合はもう被保険者証が出ないので、マイナンバーカードのほうにマイナ保険証の登録を推奨されるわけなんですけども、そちらのほうは今のところは強制ではなく任意になっておりますので、保険資格証というものが出るような形になっております。そちらも、今のところの法律では5年間ほど猶予を見るという形になっているんですけども。あと、健康保険ですね。今、社会保険であったりとか、そういった健康保険のほうは、有効期限が任意継続以外は書いてありませんので、そちらのほうはまだ健康保険協会であったりとかのほうで協議を

進められているような状況で、まだ決定はしてないところでございます。

今、使えなくはなりますけども、全く受診ができないというわけではございませんので、マイナンバーカードを作られている方は、マイナ保険証の登録のほうを医療機関、もしくは薬局の窓口でもすることができますので、マイナンバーカードを持っていただければ、その場ですぐ使えるような形にはなります。作られてない方は、今のところ、先ほど申し上げたように、資格証がずっと出るような形になりますので、全く保険証というか、資格がなくなるといったものではございません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。マイナンバーカードで保険証とひもづけられてない場合、所得照会はできるのかという問題なんですけど。マイナポイント、たしか 2 万だったのかな、あのときにもらえた方はもう保険証はマイナカードと一緒になってると思うんですけど、その方、確認方法は本人しか分からないんで、多分、行政側では誰々がカードがひもづけされているかされてないか分からないと思うんですけども、これ、所得照会する場合は、ひもづけされてない方もできるということでよろしいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。所得照会の場合は保険証の資格等は関係ございませんので、各事業に基づいての所得照会になりますので、そちらのほうで税情報を取得するというところが認められていれば、保険証のひもづけ関係なく取得することができます。

それと、あと、マイナンバーカードと保険証をひもづけされてない方の確認方法になりますけども、1 つは、御本人がスマホ等でマイナポータルというアプリを入れていただいて、そちらでされているかどうか確認していただく。あと、役場のほうの窓口でマイナンバーカードを持ってきていただければ、同じマイナポータルのアプリを使用することになるんですけども、役場の窓口のほうで確認をさせていただきます。

それと、先ほど申し上げましたように、医療機関、薬局の窓口等でも確認することができますので、そこでもしマイナンバーカードを置かれて認証されたときにも、登録されてないですねということが分かりましたら、その場ですぐ登録していただくこともできます。そのような確認の方法になっております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑はほかにないようです。質疑を終結をします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第62号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、第62号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和6年4月1日施行で地方税法が改正されたことにより、租税特別措置法が令和6年6月1日施行で改正され、これにより兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の引用法令の条文にずれが生じるため、要綱の一部改正実施の通知が令和6年4月18日付で兵庫県よりありました。これに準じて、引用法令の条文ずれが生じた部分及び字句について、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第62号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 0 第 6 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 0、第 6 3 号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和 6 年 3 月 1 3 日に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 1 号）の一部改正がされたことを踏まえ、本条例を改正するものでございまして、内容は、当該条例に規定する施設に従事する職員の人数に関する規定を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいまして、これらの事業所は、神河町を含めまして、郡内に該当施設はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課の児島でございます。神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

改正の理由は、保育士及び保育従事者の配置基準につきまして、令和 5 年 1 2 月に取りまとめられましたこども未来戦略におきまして、安心して子供を預けられる体制整備を行うため、4 歳、5 歳児につきまして、3 0 人に対して 1 人から 2 5 人に対して 1 人への改善が図られたことに対応する加算措置と併せて、配置基準の改正が行われました。このことにより、令和 6 年 3 月 1 3 日に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正がされ、満 3 歳児に係る保育士及び保育従事者の配置基準についても見直されたことによるものでございます。

改正の内容につきましては、条例中、第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条中の施設に従事する職員の人数を、満 4 歳以上の児童につきましては、おおむね 3 0 人に対して 1 人から 2 5 人に対して 1 人へ、満 3 歳以上 4 歳未満の児童につきましては、おおむね 2 0 人に対して 1 人から 1 5 人に対して 1 人に変更されるため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例改正につきまして、該当する事業所は、神河町を含めまして、神崎郡内にはないこと、そして、令和6年3月13日公布、令和6年4月1日施行となっており、公布日から施行までの期間が短いことから、一部改正府令の施行日から1年間は条例改正を猶予する経過措置が設けられることにより、公布の日を施行日としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第63号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第64号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第64号議案、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約制定の件でございます。

改正の理由は、地方自治法の改正により市の議会議員についての要件の変更、また、事務所の位置の変更に伴い、組合規約の改正を行うものであり、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて、地方自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第64号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第64号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第65号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第65号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第65号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約制定の件でございます。

改正の理由は、令和6年7月1日付での事務所の位置の変更に伴い、組合理約の改正を行うものであり、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて、地方自治法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第65号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 3 第 6 6 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 3、第 6 6 号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 6 号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。

改正の理由は、令和 5 年 1 2 月 2 7 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、健康保険証の廃止を定める規定の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日と定められ、マイナ保険証に切り替わるため、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者証等の引渡し、返還等がなくなることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に定める、被保険者証に係る関係市町が処理する事務の改正及び被保険者証の文言を削除する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に当たりましては、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、県下全市町議会の議決を要することから提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 6 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 6 6 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 4 第 6 7 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 4、第 6 7 号議案、神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 7 号議案の提案説明及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得の件でございます。

本件は、現在、栗賀小学校跡地に整備しております公園・図書コミュニティ施設内の書架（本棚）及び施設内の造作家具を購入するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得については、書架（本棚）でございますが、児童、一般閲覧室に設置する書架（本棚）で、壁面書架などとなります。また、造作家具については、神河町を走る銀の馬車道をイメージするシンボリックな馬車の車輪をかたどった家具や、カフェコーナーカウンターや受付カウンターなどの家具となります。

契約の金額、6,183 万 6,500 円、契約の相手方、丸善雄松堂株式会社大阪支店でございます。納入期間につきましては、令和 7 年 3 月 21 日までとしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

それでは、6 7 号議案、神河町図書コミュニティ施設書架・造作家具の取得の件につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、21 ページを御覧いただきたいと思います。備品購入に関する附属説明書を御覧いただきたいというふうに思います。

まず、入札の状況でございます。令和 6 年 5 月 29 日水曜日午前 9 時 55 分に、事後審査型条件付一般競争入札を執行いたしました。予定価格につきましては、消費税抜き価格で 5,702 万 5,000 円で、応札業者及び入札書記載金額につきましては(3)のとおりで、丸善雄松堂株式会社大阪支店、5,621 万 5,000 円で落札候補者と決定をさせていただきました。契約金額につきましては、入札書記載金額に消費税の 10%を加算しまして、6,183 万 6,500 円でございます。

契約相手方の経歴でございますが、資本金 1 億円で、実績としまして東京の現代美術館や神戸市の名谷図書館、淡路市の新津名図書館などに納入の実績がございます。工期予定として、本日議決をいただいたとして、6 月 11 日から令和 7 年の 3 月 21 日までとしております。

22 ページを御覧いただきたいと思います。22 ページには、参考としまして、(2)書架、家具、本棚ですね、書架と造作家具の備品概要をお示ししております。また、下の図においては、赤色部分が書架、本棚の部分で、水色の部分が造作家具の部分をお示し

しており、それぞれの書架、造作家具の後ろに括弧書きで記載をしております記号番号につきましては、その次のページ、23ページに拡大図を添付しておりますが、その書架、造作家具の位置を示したものでございます。

24ページを御覧いただきたいと思います。24ページには、書架と造作家具を設置しましたイメージのパースを添付しております。上段は児童閲覧室付近の書架、それからカフェコーナーカウンターや、馬車の車輪をイメージしたシンボリック造作家具のイメージパースとなっています。また、下段の部分ですけれども、一般用の閲覧室付近の書架と、新聞や雑誌などの架台などのイメージパースとなっています。

25ページを御覧いただきたいと思います。25ページには、特徴的な書架の一つとして、書架、本棚と本棚の間で籠もるような形で、落ち着いた形で読書ができるスペースを設けています。

また、次のページ、26ページには、書架の間に机、椅子を設けさせていただいて、個々が自由に読書や学習できるようなスペースを設けており、特徴的な図書閲覧スペースになっております。

また、書架と造作家具に使用される材料の一部には、神河町産の杉材を使用しました集成材を使用するというふうな予定をしております。落ち着いた、木の香りがする癒やしの空間で、読書とか学習ができるというふうなスペースになろうというふうに確信をしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。4点ばかり教えていただきたいと思います。

まず1番目、入札方法なんですけれども、予算説明のときはたしかプロポーザルでやるというような説明を受けたと思うんですけれども、今実施された方法がプロポーザルになるのかどうか1点目です。

2点目は、丸善雄松堂は、本社はたしか東京の浜松町にあるのかな、大きな会社です。製作される工場はどこにあるのかを教えてくださいたいと思います。

3つ目に、町内産木材を使用するというので、その確認方法はどうか。

最後に、事後審査型ってなってますんで、事後審査された結果は教えていただけるのでしょうか。その4点お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今回の入札方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札ということで、プロポーザルで実施するものにつきましては、遊具の設置につきましては、プロポーザル方式

で入札を実施をさせていただいたというふうなところでございます。

次に、2つ目の質問、今回候補者とさせていただいた丸善雄松堂の大阪支店につきましては、資本金1億円で非常に大きな会社というふうに、議員おっしゃるとおりの会社なんですけれども、支店としましては、大阪支店というふうなところが今回対応していただけたところで、家具等を作る工場につきましては、一応大阪のほうで対応する会社というふうに聞いておりますけれども、材料等についてはいろいろなところから持ってくるというふうな形で聞いておるところでございます。それ以外の大阪で作れないものについては、そのほかで作れるかなと思うんですが、ちょっとそこまだ確認が取れておりませんけれども、基本的には大阪の工場というふうなところの確認をしておるところでございます。

それから、3つ目、町内産の杉というふうなところの確認なんですけれども、今現在は候補者というふうなところなんですけれども、今の候補者になった段階で、中はりま森林組合等とも打合せをさせていただいている状況というふうなところで、町内の森林組合で納入いただける部分は納入をいただく、それ以外の部分については、市場等で神河町産杉材というふうなところで納入をしていただくというふうな形で、事業者さんの手配をさせていただいている状況というふうなところでございます。

それから、4つ目の事後審査の分ですけれども、ちょっとお待ちください。まずは、事後審査型というふうなところの前に、入札の資格というふうなところも入ってまいります。そこが、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者、これは、入札に参加する能力があるかどうかというふうなところの条項になっておるというふうなところです。

それから、公示日の前日時点で、令和6年、7年度の神河町指定競争入札参加資格者名簿に登録があるかどうか。それから、本店が神河町にある者というふうなところ。今回は神河町にないので、国税等の税金の滞納はないかというふうなところ。

それから、これは4つ目なんですけれども、独自の条件というふうになりますけれども、公告日から遡って10年の間に、収容冊数2万5,000冊以上の図書館等へ本棚を納入した実績があるかどうかというところ。それから、神河町の指名停止基準に基づく指名停止を公告日から入札日において受けていないこと。

6つ目として、会社更生法に基づく更生手続の開始申立て、民事再生法に基づく再生手続に関して申立てがされていない者。

7つ目、本事業に係る設計業務の受託者でない者。

8つ目です、本事業を適正に実施できる能力があることというふうなところを条件にさせていただいております。最終的に、候補者を決定した翌日に一般競争入札の参加資格の確認申請書とか、市税等、国税等、滞納していないかという納税証明書の提出、それから、事業実績が確認できるものの提出というふうなところで、翌日、書類を提出いただいております。その提出いただいた書類を審査させていただいた結果、これにきち

った条件、それから、審査に合致するというふうなところで、今回候補者として上程をさせていただいたというところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。最初に聞いたプロポーザルという話をしました。予算説明のとき、多分そう記憶が強かったんで覚えとるんですけど、ただこれ、プロポーザルっていいですが、デザイン、設計のほうだけになりますね。今のやり方は、どちらかといえば、デザインビルド型、設計施工が一体型のタイプだと思います。そうなったときに、プロポーザルとデザインビルド型の違いは、施工者、木工所がいわゆる町内の業者でも対応できるのかなというような気もしました。だから、再確認をさせてもらうんです。もしこれが仮に当初の説明、私、聞き間違いかもしれませんが、プロポーザルでしたら、設計は設計、その図面に基づいて加工するだけの話ですから、当然そうなりますと、町内産の木材の使用についても確認もしやすいしって思うんです。本来のやり方、これ多分、デザインビルド型に近い状態なのだろうかなと思いました。

もう一つ、2 点目なんですけど、工場確認した理由は、登記仕様書にいろいろ書いてありました。集成材を使うだとか、乾燥度合いだとかいろいろ書いてありました。当然、単材でそのまま使うことはまずないんで、多分、今のところ、種類は集成材の加工品になるかと思います。そうなりますと、町内産かどうかの確認がしにくくなります。多分、ひと・まち・みらい課長でしたら、記憶あるかどうかは知りませんが、材料の刻印の仕方しますよね。これ、町内産のどこに出したか、そういうものをずっと追ってきたら、ほんまに町内産を使ってる場合は証明できますけど、逆に、株端全部落として隠してしまうとどこの材か分かりません。

もう一つは、乾燥 12 % というのはもう良い木ですから、多分そんな、今から半年ぐらいで、そんな加工品の乾燥度合いのいいもんが取れるかどうか心配になりました。そのほうをしっかりと確認してもらいたいと思ってます。

最後に、事後審査型のことなんですけど、それ、事後審査いうよりも、当然入札を受ける要件に出てくるもんで、審査型まで、そこまでするのかな。その項目があって、印象強かったんです。

まず、それで、税金払って、払ってというのは常識な話です。それは一般競争入札ですから、全国どこからでも来れますんで、それは、その意味で言われているんだと思うんですけども、本来プロポーザルとか、やり方をすると当然、技術者がいいだとか、例えばデザインがいいだとか、何かに特性が出てくると思うんですけども、そういうもんも全然審査されなかったのかなと思うてお尋ねしたんですけど、その辺りどうなんでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。今回の

書架、本棚と造作家具につきましては、今現在、栗賀小学校の整備事業でお世話になっております東畑建築事務所さんの設計の中に、ある程度参考として入っていたものというふうなところで、外観等々含めまして、東畑建築事務所の設計の下、書架、それから造作家具を設計していただけたというふうなところになります。

ということで、今回の一般競争入札につきましては、その設計どおりに家具を納入していただくというふうなところですので、プロポーザルというふうな形でなくて、入札方式を取らせていただいたというところでございます。

また、木材の部分につきましては、今回そういうふうな形で、神河町産杉の集成材というふうなところで、基本的にはその集成材が、杉材が足りるかどうかなというふうなところもちょっと不安なところもあったんですけれども、業者にも確認させていただいて、立米数、数量的には、すごい数は必要ないというふうなところでして、中はりま森林組合にもその分も確認しますと、できるだけ、できるだけといいますか、可能な範囲というふうにお聞きをしておりますので、基本、中はりま森林組合のほうから納入をいただいて、集成材を作っていくと。その段階で乾燥するというふうなところも出てまいりますけれども、できるだけ、木材業者さんも一定の決まった仕入れ業者さんがあると思いますので、そこを通しながらきちとした形で、割れないように、きちと乾燥した木材の供給をしていただくというふうなところで、そこにつきましては町としても指導させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。少しだけ教えてください。立派な書架とか造作家具が設計されていますけれども、これは地震があっても倒れない、当然そうだと思いますけども、工夫や施工がされているのか。その場合に、耐震ですね、震度6か震度7か、8か、その辺りですね、分かれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。今回のこの書架、造作家具につきましては、基本的には地震に耐え得る、倒れないというふうな形での設計というふうなところ、設計もですし、製作にかかっていると。その辺がやはり、普通のアルミとかスチールでできた図書、本棚とは違って、意外と高価なものになっておるというふうなところが、その辺のしっかりしたものというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

何ぼまで震度に対応するかというふうなところにつきましては、基本的には今現在の建物自体の耐震性も含めてというふうなところになりますので、本棚だけの何ぼまで耐えられるかというふうなところ、大変申し訳ない、把握してないんですけれども、基本的には建物の耐震と同じくして耐えられるものというふうに考えております。以上でござい

ます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 6 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 6 7 号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで昼食のため休憩します。再開を 1 3 時ちょうどとします。

午後 0 時 0 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

それでは、日程に戻ります。

日程第 1 5 第 6 8 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 5、第 6 8 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）で、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、医師修学資金返還金、障害者自立支援給付費返還金、兵庫県町土地開発公社清算金、過年度町有建物災害共済金受入金などの増額、今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金の減額。歳出では、人事異動などに伴う人件費の補正、低所得者支援及び定額減税補足給付金、いわゆる調整給付金、町単独土地改良事業補助金、空き家活用支援事業補助金、宅地開発支援事業補助金などの増額、総合行政用コンピューター運営事業、コミュニティ助成事業助成金などの減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１９３万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９５億１,５９３万６,０００円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第６８号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

事項別明細書で説明をさせていただきますので、タブレットのほうは８ページをお願いをいたしたいと思います。

まず、歳入でございます。１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）１億６３万７,０００円の増額でございます。これは、国が進めております低所得者支援及び定額減税補足給付金、いわゆる調整給付の財源の措置として交付がされるものでございます。

続いて、４目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（定住促進分）３万４,０００円の増額でございます。空き家活用支援事業補助金２件分でございます。対象経費は、補助対象経費４００万円、県の補助金が２００万円、町の負担金が２００万円に係るものでございます。この町の負担分に対して補助がされるもので、補助率は２３％でございます。なお、２００万円の２３％では４６万円の増額になりますが、当初の予算におきまして錯誤があった額も含めまして補正のほうをさせていただきます。したがって、増額は３万４,０００円の増額となっております。

また、２件分の申請箇所なのですが、１件が寺野区、これは居住用住宅への活用ということでございます。もう１件が峠区で、民宿への活用というふうに聞いてございます。

続いて、１６款県支出金、２項県補助金、４目農林業費県補助金でございます。まず、説明欄の上段でございます。農業経営スマート化促進事業補助金１５万円、少し下がって、４段目になりますが、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金１００万円の増額でございます。これは、法人運営プロフェッショナル人材活用事業に対して補助がされるものでございます。事業の概要につきましては、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

次に、地域計画策定推進事業補助金（町推進事業分）ですが、５２万８,０００円の増額になります。農業委員会推進事業分として１万円の減額で、補助金の内示により補正をするものでございます。

続いて、多角的経営モデル育成事業補助金（実証事業分）ですが、６２万７,０００円の減額です。地産地消学校給食推進事業に係るもので、減額相当分の事業を県のほうが

執行することになりました。これに相当する減額を計上をいたしてございます。

続いて、農地有効活用総合事業補助金 35 万 8,000 円の増額でございます。農業法人等が行います耕作放棄地の再生や活用を支援する事業に補助がされるものでございます。

続きまして、6 目土木費県補助金でございます。空き家活用支援事業補助金として 200 万円の増額で、空き家活用支援事業 2 件分、先ほど申しあげました事業に係るものでございます。補助率につきましては 2 分の 1 となっております。

続いて、3 項県委託金、5 目土木費県委託金、土地利用規制等対策交付金 2,000 円の減額で、交付決定によるものでございます。なお、交付決定額につきましては 3,000 円となっております。

続いて、6 目教育費県委託金、心の健康観察導入推進事業委託金 20 万円の増額です。これにつきましては、県が推進をしております児童生徒の心の観察の導入推進に関する研究事業に係るもので、県から委託される所要経費を計上をいたしてございます。

続いて、19 款繰入金、2 項基金繰入金、6 目財政調整基金繰入金でございます。4,250 万 7,000 円の減額でございます。今回の補正の財源調整のため減額をするものでございます。これによりまして補正後の残高でございますが、15 億 3,022 万 5,000 円の見込みでございます。

21 款諸収入、5 項雑入、2 目雑入、コミュニティ助成事業助成金 380 万円の減額です。一般社団法人自治総合センターからの助成金でございます。当初の予算では 3 件を予算化をいたしておりましたが、1 件のみの採択になったことにより減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。医師修学資金返還金 960 万円の増額でございます。貸与者 1 名から勤務辞退届があったものでございまして、貸与した金額が全額返還されるものでございます。

続いて、神崎町活性化協議会受入金 18 万 8,000 円の増額です。合併前の平成 12 年に口座が開設をされておりますが、協議会自体は既に解散をしております。後ればせながら今般、残余金を処分するものでございます。雑入で受入れをさせていただいて、歳出の集落営農振興基金に積立てを予定をしております。

次に、障害者自立支援給付費返還金 218 万 6,000 円の増額でございます。生活介護、放課後等デイサービス事業所の行政処分に係る返還金でございます。少し行政処分の理由を申し上げます。4 件あります。まず、虚偽の申請、それから 2 点目に人員基準の違反、3 番目に不正請求、4 番、虚偽報告で、当該事由によりまして不正に受け取った報酬として返還請求を行うものでございます。

次に、兵庫県町土地開発公社清算金 275 万 2,000 円の増額でございます。公社の解散に伴う残余財産配分金でございます。少し内訳を申し上げたいと思います。出資金が 150 万円、公社の利用実績割が 46 万 8,000 円、均等割は 78 万 4,000 円でご

ざいます。

続いて、町有建物災害共済金受入金（過年度分）でございます。2,924万6,000円の増額でございます。昨年度に多発しました観光施設への落雷被害で、県内で同様の落雷被害が大変多く、保険会社の審査、調査に時間を要しております。そのため、受入れが本年度になったというものでございます。

続いて、10ページをお願いします。歳出でございます。まず、歳出全般にわたって、人件費につきまして、4月の人事異動、各課での担当替え、共済費保険料の変更、その他異動に伴う補正、また、会計年度任用職員の採用等に伴う補正、そして、人件費に係る特別会計への繰出金の補正をしております。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

それでは、少し飛びまして、23ページの給与費の明細書を見ていただきたいと思います。2、一般職(1)総括をお願いします。区分、比較欄で、外書き両括弧上段は再任用の職員、両括弧の下段につきましては会計年度任用職員でございます。一般職の合計で、まず給料が898万7,000円の減額、職員手当が478万8,000円の減額、共済費が294万5,000円の減額で、合計しまして1,672万円の減額補正でございます。そして、再任用職員では、合計で1万1,000円の増額となっております。また、会計年度任用職員の合計で1,198万2,000円の増額となっております。

すみません、戻っていただきまして、10ページをお願いします。1款の議会費の補正でございますが、議会の構成替えに伴うものを補正をいたしてございます。

次のページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、システム改修委託料710万9,000円の減額でございます。定額減税に係りますシステム改修委託料が確定をいたしました。そのため、不用額を減額計上をいたしてございます。

続いて、4目財産管理費28万3,000円の増額となります。旧地域交流センターの跡地活用で、契約事業者の解除により発生をいたします電気代、水道代、施設の管理費を計上をいたしてございます。

次のページをお願いします。6目の企画費でございます。コミュニティ助成事業助成金380万円の減額でございますが、歳入でも御説明をさせていただきましたが、助成の採択は1件だけになりました。それに伴う減額でございます。

8目諸費44万9,000円の増額でございます。歳入でも御説明をさせていただきましたが、生活介護、放課後等デイサービス事業所の行政処分に係る国・県費の返還金でございます。

続いて、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、システム導入委託料19万3,000円の増額でございます。戸籍の広域交付処理に伴います指静脈認証装置の追加導入経費を計上をいたしてございます。この認証装置ですが、戸籍の取扱いの登録をされた職員の認証を確認するものでございます。

続いて、14ページをお願いをいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、物価高騰対策高齢者及び障害者施設支援金50万円の減額です。支援金の支給対象でありました生活介護、放課後等デイサービス事業所が行政処分を受けたことによりまして、支給の対象外となったものでございます。

続きまして、物価高騰対策低所得世帯支援給付金（新たな非課税等世帯分）3,425万円の増額。それから、非課税給付は10万円の給付でございまして、240世帯を見込んでございます。均等割のみ課税世帯につきましては90世帯、また、子供の加算5万円の給付につきましては25人を見込んでございます。

次に、定額減税に係ります調整給付金ですが、対象者は2,410人、6,025万円を見込んでございます。これらの事業に係りますシステム改修委託料につきましては、1,205万9,000円を計上をいたしてございます。

続いて、4目医療助成費、システム改修委託料48万7,000円の増額でございます。児童扶養手当法施行令が改正をされる関連で、母子家庭等の医療費助成費に関係をするもののシステム改修でございます。

続いて、15ページから16ページになります。まず、5款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、地産地消学校給食推進事業で、消耗品費が2万7,000円、調査委託料が60万円、給食食材調達調整委託料10万円を減額をいたして、また、多角的経営モデル育成推進事業補助金として40万円を増額し、これらは支出科目を修正をしたところでございます。

続いて、地域計画農地所有者意向調査業務委託料13万9,000円の増額で、補助金の内示により事業費を増額をするものでございます。

集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金100万円の増額でございます。少し事業の概要ですが、集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材確保、新たな作物の導入などの取組を支援をするものでございます。株式会社山田営農の農業人材雇用経費を計上をいたしてございます。

法人運営プロフェッショナル人材活用事業補助金15万円の増額です。法人運営の人材雇用、また、業務委託等を支援するものでございまして、これは農事組合法人越知谷営農の人材活用経費として計上をいたしてございます。

続いて、農地有効活用総合対策事業補助金35万8,000円の増額でございます。これも、農事組合法人越知谷営農の耕作放棄地再生・活用支援として、土畦畔除去等耕作条件改善経費として計上をいたしてございます。

続いて、4目の農地費でございます。町単独土地改良事業補助金170万円の増額です。農地ののり面の崩壊など4件の追加計上となつてございます。対象地区を申し上げます。根宇野区、大畑区、越知区、為信区、それぞれ1件でございます。

集落営農振興基金積立金18万8,000円の増額は神崎町活性化協議会受入金で、歳入のほうで御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。7款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費、多自然居住業務委託料60万円の減額でございます。移住定住サポートセンターの賃貸物件が町の所有になったことにより、家賃分を減額計上をしております。

空き家活用支援事業補助金400万円の増額ですが、歳入で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、宅地開発支援事業補助金250万円の増額でございます。当初予算では3区画150万円を計上をしておりましたが、8区画の造成事業の申請が予定をされているため、不足の5つの区画分の経費を計上をするものでございます。少し申請予定箇所を申し上げます。支庁舎の建物の東側、約1,600平方メートルの農地となつてございます。

続いて、9款の教育費、1項教育総務費、2目事務局費の消耗品15万円、コピー使用料5万円の増額は、歳入でも御説明をいたしました県委託事業、心の健康観察導入推進事業に係る経費でございます。全国的に不登校やいじめ、児童生徒の心の健康に関する課題が急増してございます。児童生徒の悩みや不安の早期発見・支援の有効性の検証を目的とした事業でございます。本年度につきましては、兵庫県の独自のシートを活用させていただきまして、心の健康観察として、ストレスチェック、アプリの導入などを検討をしていくこととしております。

続いて、20ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費、町指定文化財保護補助金11万円の増額です。町指定の文化財であります宮野の立岩神社のフジキ群生で、倒木の危険があるフジキがございまして。その木の伐採に補助をするものでございます。

それでは、新規事業につきまして、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付金）につきまして、事業の概要及び内容につきまして御説明をさせていただきます。

ページのほうは、27ページになります。新規の事業としては2点でございます。まず1点目が、物価高騰対策低所得世帯支援給付金事業（新たな非課税等世帯分）です。補正額が4,272万7,000円。財源の内訳ですが、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）3,512万5,000円となります。一般財源につきましては760万2,000円でございます。事業の内容につきましては、事項別明細書のほうで少し申し上げさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、28ページになります。これが2点目です。今回、調整給付金支給事業ということで、定額減税に伴います調整給付金ということです。補正額が6,825万5,000円、財源の内訳は、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）6,551万2,000円、一般財源が274万3,000円でございます。本年度実施をいたします所得税、個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方に対しまして、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものでございます。対象者につきましては、2,410人を見込んでございます。

次のページに、調整給付金の対象者の方に向けた、県が示しておりますチラシのほうに掲載をしております。少し御確認をいただきたいと思います。

簡単に定額減税のほうを申し上げれば、納税者、同一生計配偶者、また、扶養親族1人につき4万円の定額減税がされるということです。所得税からは3万円、個人住民税所得割からは1万円の定額減税がなされるということでございます。

これらの中で定額減税し切れないと見込まれる方に対しまして、額を1万円単位に切り上げまして調整給付金が支給をされます。少し給付金のイメージ図が載っておりますが、こういう形でございます。いわゆる定額減税で救済されない部分を救済していくというような図面になってます。

そして、その下には少し事例を挙げております。また御覧をいただいて、確認をしていただけたらと思います。

そして、これらの給付金につきましては、給付の確認書を送らせていただき、それを返信いただいて、それを確認していった中で、口座も確認をさせていただきながら給付をしていくという流れになってきます。

以上が新規事業の説明なんですが、少し私のほうで、最後に、給付のスケジュールにつきまして簡単に申し上げたいと思います。

まず、1点目の新たな非課税等の世帯の給付のスケジュールなんですが、本議会で議決をいただきましたら、早速にシステム改修に入っていきたいというふうに思っております。そして、8月の下旬に、対象者の方にプッシュ型で確認書を送付をさせていただきます。そして、8月の下旬から給付金を順次支給を開始していききたいというふうな計画をさせていただきます。

それから、2点目の調整給付金ですが、これにつきましても議決をいただきましたら早速にシステム改修に取りかかりたいというふうに思っております。そして、これについては少しずれますが、9月の下旬ぐらいにプッシュ型で確認書を送付をさせていただきたいというふうに思っております。そして、9月の下旬からは、順次支給のほうを開始をさせていただくというスケジュールにしております。

担当をいたします健康福祉課と十分にスケジュール等につきましても確認をした中で、間違いがなく、確実に給付のほうを行っていくスケジュールということで確認をさせていただきます。できるだけ速やかに給付のほうを、お手元にお金が届くようにということで努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。8ページの歳入のところですけども、

教育費県委託金ですね、20万円、心の健康観察導入推進事業、これ、児童の観察というような形になると説明あったんですけど、具体的にどういう形でこれは事業がされるんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今年度、新年度に入って県の教育委員会から打診があった委託事業でございます。

今年度につきましては、小学校3年生、小学校6年生、中学校1年生を対象としてアンケートを実施する予定です。そのアンケート結果を集計して県教委のほうに報告し、アンケートの内容、項目等について今年度研究を行い、将来的にはアプリの導入を県教委のほうで進められるということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。18ページの宅地開発支援事業補助金の件でお尋ねします。

5月の産業建設常任委員会で、これの要綱が緩和されたと思うんですけども、今回この対象になる5区画は、いわゆる要綱が緩和されたから対象になるのか、それとも要綱が緩和されなくても対象地域だったのかっていう件を教えてくださいませんか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今回の対象地域につきましては、緩和をされた関係で対象地域になったということです。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようであります。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第68号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第16 第69号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第69号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動による人件費の変更、法改正に伴うシステム改修費と役務費の増額をするものです。人件費に係る補正のため、一般会計繰入金の変更を併せて行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,804万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。第69号議案の詳細説明を申し上げます。

では、事項別明細書の6ページを御覧ください。まず、歳入で、4款1項1目保険給付金等交付金ですが、法改正により被保険者証更新時にマイナンバーの下4桁を全被保険者に通知し確認を取ることとなり、その通知に要する特定記録付郵便料が交付金対象となるため、21万6,000円の増額としております。

次に、6款1項1目一般会計繰入金ですが、職員の人事異動に伴い、人件費を103万7,000円増額としております。

次の6款2項1目財政調整基金繰入金は、このたびの補正の財源確保のため50万円の増額となります。

次に、歳出となりますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事異動に伴う人件費を、給料、職員手当等、共済費の合計で103万7,000円の増額としております。

同じく1款1項1目一般管理費で、役務費21万6,000円、制度改正に伴うシステム改修委託料50万円の増額となります。これは、法改正により、健康保険証更新時にマイナンバーの下4桁を全被保険者に通知することとなったためのシステム改修費と、歳入の保険給付費等交付金の増額補正要因としております、保険証更新時のマイナンバー通知に使用する特定記録付郵便の役務費となります。

以上、第69号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第68号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第1号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第17 第70号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第70号議案、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、職員共済組合負担金の率の変更に伴い一般管理費を減額するもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額も併せて行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ792万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） ただいま町長から提案説明がありましたが、歳入歳出の総額が、予算書の記載とただいまの説明が食い違っているように思いますが、よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

ただいまの提案につきまして、町長から訂正がございます。お願いします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。先ほど第70号議案の提案説明をさせていただきましたが、その中で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ792万1,000円と申し上げましたが、それは間違いでございまして、正しくは2億1,746万9,000円とするものでございます。

おわびを申し上げ、訂正のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本議案についても、第 69 号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 18 第 71 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 18、第 71 号議案、令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 71 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正の内容は、職員の人事異動等により減額補正をするもので、人件費等を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 749 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,827 万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本議案についても、第 69 号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 19 第 72 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 19、第 72 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 72 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動等に伴い、総係費の給料、手当、法定福利費等で17万7,000円を増額、予算収支均衡の原則から17万7,000円を予備費で減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出でも、4月の職員の人事異動等に伴い、12万7,000円の減額をいたしております。また、比延浄水場のろ過膜更新費用として1,265万円の増額をしております。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億2,105万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を1万4,000円減額し、3,711万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第72号議案、令和6年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

3条予算及び4条予算の事務費につきましては、町長が説明しましたとおり、4月の人事異動等によるものでございます。私からの説明は割愛をさせていただきます。

資本的支出で、1款建設改良費、2目施設費の工事請負費は、比延浄水場の膜モジュールの交換工事でございます。比延浄水場の膜ろ過装置は2系統ございまして、1系統は令和3年度に交換を行っております。今回交換を行うものは、前回、平成23年に交換しましてから13年が経過したものでございまして、メーカー推奨の交換は7年とされていますが、原水が大変きれいなため、約倍の13年間使用ができたものでございます。4月中旬から膜異常の警報が時々発生をしております、緊急で更新を行いたく、今回、1,265万円の増額補正を行うものでございます。

以上で、令和6年度水道事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第72号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第73号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第20、第73号議案、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動等に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で612万4,000円の増額、予算収支均衡の原則から、予備費を612万4,000円減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出で、4月の職員の人事異動等に伴い、事務費の給料、手当、法定福利費等、12万9,000円の増額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額3億8,297万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を617万5,000円増額し、4,027万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先ほど町長のほうから職員給与費を617万5,000円増額しとありますけども、資料の10ページを見ていただきますと、補正予算額が617万6,000円増額し、4,027万9,000円となっておりますので、おわびして訂正をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ただいま訂正がございました。

質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第74号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第21 第74号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

このたびの補正は予算第3条の収益的支出のみでございまして、医師職及び事務職の人件費に係る補正でございます。まず、医師職です。医師職の給料及び手当額は、条例規則にのっとり、経験年数等により算定しますが、4月の異動により神戸大学等から受け入れた医師の経験年数が想定より短かったことにより差異が生じたので減額いたします。

次に、事務職です。前事務長は県から派遣いただいていたので、人件費相当額を、給与費ではなく、3目経費、15節諸会費の負担金で計上しておりましたが、高階副院長兼事務長は任期付職員として採用したため、人件費を給与費で計上するため予算の組替え、加えて、6月1日付で事務職員1名を採用しましたので、その職員分を併せて補正するものでございます。これらによりまして、収益的支出の1項医業費用で213万5,000円減額し、病院事業費用を36億7,382万7,000円とし、予算第7条に定めた、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を23億3,862万2,000円に補正いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、本議案の詳細説明をさせていただきます。

個々に補正内容を御説明申し上げます。20ページを御覧ください。予算第3条の収益的支出です。補正の内容は、町長が申し上げたとおり、人件費に係る補正でございます。1目給与費で936万5,000円の増額ですが、その内訳は、1節医師給を159万3,000円減額、4節事務員給を824万1,000円増額、6節医師手当を276万円減額、9節事務員手当を217万6,000円増額、14節法定福利費を330万1,000円の増額です。一方、3目経費、15節諸会費で計上していた人件費負担金1,150万円を減額し、医業費用差引き213万5,000円減額させていただくものです。

22ページはキャッシュフロー計算書、23ページから26ページは給与費明細書でございます。

27ページを御覧ください。この資料は、補足的に添付している説明資料でございますが、ほぼ中段に3条予算の収支差を掲載しています。左から2列目の当初予算時には、費用が収入を2億2,246万3,000円上回ることとしていましたが、このたびの補正により、右から2列目、予算現額計の列を見ていただくと、2億2,032万8,000円のマイナスとなり、費用が収入を上回ることに変わりはございませんが、収支差が少し縮まった状況でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第74号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から6月17日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から6月17日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月18日、午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時01分散会
